

## ドイツにおける一九九八年の商法会計法改革

佐藤 誠 二

はじめに

ドイツにおける「商人の基本法」としての商法典は、会計法体系の中心として、その第三篇「商業帳簿」に企業の会計報告と会計監査に関する法規制を設けている。この会計報告と会計監査に関する商法典の諸規定が数年の審議を経た上で、一九九八年前半における二つの法律の通過によって重要な変更と改訂をとげた。その法律が「資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争能力改善および社員消費貸借の受容の容易化のための法律 (KapAEG)」(以下、資本調達容易化法と略称)並びに「企業領域における統制及び透明性に関する法律 (KonTraG)」(以下、企業領域統制・透明化法と略称)である。この二つの法律はその規制の内容と重点において相違があるが、しかし、ドイツの資本市場を魅力的なものにし、ドイツ企業に対する法的枠組み条件を改善し、年度決算書と連結決算書の情報能力を高めることを通じて国際的標準に接近させようとする目標に共通の関連を有しているといわれている<sup>(1)</sup>。

それらの成立により、これまで債権者保護を前提に保守主義的な性格を強く有していたドイツ商法会計法は国際化してい

る資本市場の要請に対応するため大きな改革の一步を踏み出した。ただし、この対応はあくまで上場資本会社の連結決算書レベルに限定され、年度決算書(個別決算書)に対しては従来と同様の会計法が保持される。国際化に対するいわば差別的、二元的対応をなしているのが一九九八年のドイツ会計法改革の特徴である。

そこで本稿においては、資本調達容易化法及び企業領域統制・透明化法の会計法改革を通じて、ドイツの商法会計法がどのようにに資本市場指向型の会計規制を整備しようとしたのかについて考察する。その場合、上の二つの法律の適用がどのような問題を内包しているのかということとを考察の中心に据えてみよう。ドイツにおける会計国際化が担う役割と固有の問題点の解明にもつながると思われるからである。

## 一、「資本調達容易化法」と商法改正

### (一)「資本調達容易化法」の成立経過

一九九八年四月に、ドイツの立法者はほぼ二年の審議を経て、会計実務の国際的進展に応じて資本調達容易化法を施行し、それを通じて、商法会計法が一部、改正された。資本調達容易化法は、まず一九九六年六月に連邦法務省により発案され、この法務省案がさらに公聴会等による各界の意見聴取を得て修正され、同年一二月の閣議による連邦政府法案として承認後、その政府法案が一九九七年一月に連邦参議院において意見決定をみ、次いで連邦参議院の意見に対する連邦政府の見解を添えて同年三月に連邦議会で提出、その後、大幅に変更された修正法案がドイツ版ビックバンを進める「第三次金融市場振興法案」とともに連邦議会で審議の上、一九九八年二月一三日付で可決、三月二十七日に連邦参議院決議を経て、四月二〇日付をもって施行されるに至った。<sup>(2)</sup>

## (2) 「資本調達容易化法」による主要な商法改正点

資本調達容易化法は、「雇用および投資のためのアクション・プログラム」の一部として位置づけられており、主として商法の一部改正を通じて、外国企業に比較して会計法制上、差別的状況にあるドイツ・コンツェルンの負担を軽減し、もつて国内外の資本市場におけるドイツ・コンツェルンの資本調達面での競争条件を改善すること、つまり資本調達の容易化にその役割が期待されている。すなわち、この法律の目的は、一九九六年の政府法案の目標設定において、「外国の資本市場での資本調達を目的に、国際的会計諸原則もしくは外国法に基づく連結決算書を作成しなければならないドイツ・コンツェルンの負担軽減に資する。」<sup>(3)</sup>と述べられるように、商法会計法の一部改正によって、ドイツ・コンツェルンの親企業で外国の資本市場に上場し、国際会計基準 (IAS) もしくは外国会計基準、特にアメリカの一般に認められた会計原則 (CPA GAAP) に準拠した連結決算書 (コンツェルン決算書) を作成するものについて、一定の条件のもとで、ドイツ商法に依る連結決算書の作成義務を免責する点にあった。さらに、この法律は、立法化の最終段階で外国だけでなく国内の資本市場に上場する親企業にまでその免責範囲を拡張させたが、それらの措置により、ドイツ・コンツェルンの会計法上の不利益と過度の負担を回避し、「国際的に認められた会計原則 (international anerkannte Rechnungslegungsgesundheitsgrundsätze)」に準拠した投資家向けの連結決算書を通じて国内外の資本市場において競合関係にある外国企業に対する自国コンツェルンの競争能力を高めて、現在、必ずしも充足し得ていない資本供給をより円滑化することに、その立法の目的があるといえよう。

従つて、資本調達容易化法の中心的構成要素は商法典第二九二a条<sup>(4)</sup>にある。この条項の新設によって、取引所上場のドイツ親企業はドイツ商法に基づく連結決算書及び連結状況報告書の作成と開示の義務を一定条件のもとで免責され、国際的に認められた会計原則を適用することが選択可能となつた。ドイツ・コンツェルンの国際市場における競争能力の利害に資するため、ドイツの連邦法務省は、ドイツの親企業の連結決算書における国外の会計原則の適用を容認し、個別決算書と連結決算書に対する会計規定の差別化を一時的に、意義あるものとしたといふ<sup>(5)</sup>。

この場合、商法典第二九二a条に基づくと、国際的に認められた会計原則に準拠した連結決算書は、次の場合に国内規定の免責効果を得ることになる。

- ・ 作成親企業とその子企業を商法典第二九五条及び第二九六条の連結集団規制に関わりなく包括するとき。
- ・ ドイツ語及びドイツマルクないしユーロで作成されること。
- ・ 商法典第三二五条及び第三二八条に従い公示されること。
- ・ 利用される会計規制がE.U.第七号指令の諸規制と一致し、金融機関と保険企業に対しても商法典第二九一条二項二文で示される指令と一致すること。

さらに、E.U.指令との一致のほか、次の要件も要請される。

- ・ 免責コンツェルン決算書及び免責状況報告書の情報能力が商法典に基づき作成された決算書の情報能力と等価値であること。
- ・ 適用される会計原則が附属説明書あるいは連結決算書に対する説明において指示されていること。
- ・ ドイツ法から離反した計上、評価、連結の方法が説明されていること。
- ・ 免責書類が商法典第三一八条の指定する経済監査士(Wirtschaftsprüfer)によって監査されること。
- ・ 免責の条件を満たしているかどうかを経済監査士によって確認されること。

ドイツの場合、以上の免責条項の適用される上場企業は特に公式市場と規制市場に関連をもっている。一九九七年に創設されたフランクフルトの取引セグメント、新規市場も、常に規制市場における形式認可を必要とするため、この市場セグメントに上場する企業も第二九二a条の免責条項の適用対象である。これに対して、自由市場でのみ株式が取引される企業にとって、免責条項は適用されることはない。ドイツ連邦議会議会法務委員会の見解に拠れば、二〇〇四年二月三十一日までの期限付きの規制緩和によって、企業は「最大限の弾力性(Höchstmäß an Flexibilität<sup>(6)</sup>)」を保持することになる。この規制

緩和条項は、ドイツの親企業が自身の連結決算書と連結状況報告書を商法典の代わりに他の規制に基づいて作成するという意味での「開放条項 (Öffnungsklausel)」として理解されるものであり、商法典第二九二a条に基づく免責条項の選択権は、国内外の取引所に上場するすべてのドイツ親企業に適用されることになった。<sup>(7)</sup>

### (3) 「資本調達容易化法」を適用する上での諸問題

さて、資本調達容易化法は、その発効まで二年という比較的短期間で成立したにもかかわらず、その立法経過のなかで、改革の中心となった商法典第二九二a条をめぐって様々な問題が提起された。ここで、指摘される問題点の代表的なところを挙げれば次のようになる。

#### a 適用される企業の範囲

立法者の見解によれば、国際的に認められた会計原則は、商法典第二九八条第一項に基づくところの慎重原則により特徴づけられる連結決算書と比較して、株主に対してより情報能力 (für Aktionäre informativer) がある。しかし、商法典第二九二条第一項の示す適用範囲は「コンツェルン親企業である上場資本会社」に限定されている。確かに、該当する企業集団は当初の政府草案と比較すれば、国外だけでなく国内の取引所に上場するすべての親企業にまで拡張された。それに対して、非上場の親企業はドイツ商法に基づく連結決算書の作成がそのまま強制的に規定されている。そのことは、他人資本調達のために資本市場を利用する、もしくははその子企業が取引所に上場されている親企業にも当てはまる。なるほど、取引所上場の子企業は、自身が部分コンツェルンの頂点にあり、商法典第二九一条第三項により商法上の部分連結決算書の作成を義務付けられるときには、商法典第二九二a条を要請する事が可能である。しかし、コンツェルン頂点企業が連結会計に對する商法典第二九〇条以下を考慮すると免責されることはない。<sup>(8)</sup>

国際的に認められたコンツェルンの会計規制が、情報伝達任務に関して商法上の諸規制よりも上位にあるという立法者の

価値判断は、商法上の最低基準に基づく代わりに任意により上質の会計データを公開する企業がなぜ拒絶されるのかを明確にする事が困難だという。すべての利害関係者(Stakeholder)が国際的な連結決算書を選択するならば、かれらは国際的に認められた会計原則の適用を要請するだろう。すべてのドイツ親企業が各々の費用便益分析に基づいて商法典第二九二a条の免責可能性を要請する事が可能となれば、広範な弾力性が達成されることになろう。しかし、立法者が適用範囲を強制的に限定したことは、最終的に、慎重原則に合致した債権者保護を指向するドイツの連結会計が、非上場の企業のすべての利害関係者の情報要求に対応しているという観念を持つことになる。立法者は、場合によっては、国際的会計原則に基づいて連結決算書を作成し、ないしは商法典第二九八条第一項に公式化され、EU指令にも基礎づけられている個別決算書と連結決算書との関係を基本的に示していないような非上場親企業を市場の圧力から守ろうとしている。

b 国際的に認められた会計原則

商法典第二九二条第二項二号によれば、免責要件の前提は、当該の連結決算書と連結状況報告書とが、国際的に認められた会計原則に基づいて作成されることにある。その場合、どのような会計原則が「国際的に認められた」という概念に該当するかが問題となるといわれる。商法典第二九二a条の免責規定を利用するにあたって、目下のところ、IASとUS-GAAPがその実践的可能性を圧倒的に有していると考えられている。その他に、他国のコンツェルン会計システムも免責効果を有するものかはおもって明らかにされていない。アメリカの基準設定機関の公開するUS-GAAPが国際的に容認されたものなのかもさらに問うことができる。資本調達容易化法の立法過程において既に、ドイツ側としてはUS-GAAPの基準設定プロセスよりもIASの作業に多くの影響を行使するため、HGBは専らIASに対してのみ開放されるという提案がなされている。EU委員会とフランスの立法者も、IASに対してのみ欧州会計法を開放することを優先する。しかし、US-GAAPはIASや他の国内会計規範に対して先行機能を有しており、そのため、国際的に認められた会計原則として分類しうるものである。こうした考えをドイツの立法者も擁護して、IASだけでなくUS-GAAPも国際的

に認められた会計原則に加えている。他方、立法者の目標設定は、ドイツ・コンツェルンの外国資本市場における競争能力を促進させることにある。その場合、アメリカの資本市場の利用は、ニューヨーク証券取引所に上場する場合、US-GAAP連結決算書ないしはドイツ連結決算書との調整計算書を要請しているために、限定的に達成されるに過ぎない。従つて、商法典がIASのみを指向することは、IASがIOSCO及びSECによつて基本的に容認される場合には、法期限としての二〇〇四年末までの経過のなかで議論されなければならない。<sup>(10)</sup>

### c 経済監査士の役割

国際的に認められた会計原則に準拠した連結決算書は、商法典第三一八条の指定する経済監査士によつて監査されねばならないが、その場合、商法典第二九二a条第二項五号に基づいて、経済監査士に対しては、国際的に認められた会計原則に基づく連結決算書とHGBとの等価性、とくにEU第七号指令との一致性を監査し、確認することを要請されることになる。考えられる合憲性の問題を度外視すれば、経済監査士の業務は監査されるべき連結決算書がEU法に合致する場合、それがHGBと等価となるために、EU指令との一致性の監査に集中する。ただし、立法理由書に述べられた、IASとUS-GAAPとがEU指令と一致するという主張は監査人にとつて具体的個別事例を監査する上でそれ以上のものはない。<sup>(11)</sup> EUの諮問委員会や経済監査士協会が既に実施した調査によれば、HGBとIASとの間にはコンフリクトがあることが示されているのに対して、US-GAAPに対するEU指令の一致については目下のところ、包括的な調査は存在しない。そのなかで、経済監査士は商法典第二九二a条の適用前提がどの程度、満たされているのかを個々の事例において決定しなければならぬ。さらに、IASとUS-GAAPにおける既存の選択権が欧州法の境界を犯すことになるのかを確認しなければならぬ。またさらに、たとえIASとUS-GAAPが義務的規定を設けていないにしても、連結決算書においてEU指令の要請するすべての記載がなされているのか否かを監査しなければならぬ。<sup>(12)</sup>

## (4) 「資本調達容易化法」の課題

さて、資本調達容易化法は、以上の適用上の問題があるとはいえ、即座の解決と実効性にその長所があるといわれている。欧州の大陸法系の諸国において、フランス、イタリア、ベルギーも既に同様の免責規定を設定しているところでもある。<sup>(13)</sup>しかも、そこでの免責規制は、一定の限定されたグローバルプレーヤーにとつて意義を持つだけでなく、コンツェルン度の高さや新たに開設された新規市場の諸条件からみて、多くの中小規模の企業もまた免責条項の適用領域となってくるのだという。<sup>(14)</sup>従って、この法律効果は少なくない。

しかし、結論的にいうなら、資本調達容易化法それ自体は、ドイツの商法会計法制を根底から変革させるものではない。ドイツ固有の商法会計法を保持して、資本市場に上場される一部のコンツェルン親企業の連結決算書に対してのみ特例的にドイツ法の適用を免除し、もって自国企業の不利益を解除することにその重点がある。しかし、その立法経過において、ドイツ法対アングロサクソン流のIASないしUS-GAAPという構図のなかで、グローバリゼーションに対する適応の錯綜した状況もみられる。初期の法務省案の段階で、それがドイツの立法権限に抵触する内容を含むのか、慎重性原則、税務上の利益算定に対する商事貸借対照表の基準性原則に影響を及ぼし、ドイツ固有の保守主義的利益確定規範の変革を迫るものなのか、等に関して各界から厳しい批判が提起され、法務省案の修正を経て、結果的に必要最小限に線引きされた商法改正案へと収斂していった経緯がある。

また、他方において、立法の最終局面に至って、連邦議会の修正により資本調達容易化法の免責条項(商法典第二九二a条)は二〇〇四年までの暫定的な時限立法とされ、国際会計基準に適應させるべく連結会計領域における商法会計法の抜本的な改正が予定されるなど将来をにらんだ大きな軌道修正もみられる。ただし、法務委員会の決議勧告も示すように、資本調達容易化法は、IASCとの国際的基準設定への共同作業に対するドイツの影響力を強めるため、審議を重ねてきた民間ないし法務省下の「会計委員会(Rechnungslegungsgremium)」の創設のための法規制を早急に整備することを求めた。そ

ここで、議会の任期満了を控えた法務委員会はこの会計委員会に対する法的解決策を企業領域統制・透明化法に委ねることになったのである。<sup>(15)</sup>

## 二、「企業領域統制・透明化法」と商法改正

### (1) 「企業領域統制・透明化法」の成立経過

資本調達容易化法と同時並行的に審議の重ねられ、ほぼ四年の歳月を経て一九九八年四月二十七日に企業領域統制・透明化法が成立した。この法律は株式会社の監査役会と決算書監査人の監督とも関連した一九九〇年代はじめに生じたセンセーショナルな企業批判を契機に、連邦経済省と連邦法務省の共同指揮下で組織された作業部会の「企業領域・銀行におけるコントロールと透明性」を土台に、一九九六年一月二十二日付で第一次政府法案が提出され、それが社会民主党(SPD)の作成した「ドイツ経済における透明性の改善及び権力集中の制限に関する法案」とともに一九九七年一月の法務委員会公聴会での討議を経て、一九九七年一月六日付の第二次政府法案が閣議にて承認、その後、この政府法案が連邦議会と連邦参議院においてそれぞれ一九九八年の三月五日と三月二十七日に決議の上、同年五月一日をもって施行された。この企業領域統制・透明化法は、ドイツ株式会社における監督システムの不安の増大と取引所上場企業にとっての国際資本市場の重要性の高まりを背景に、株式法、商法等の関連法規を改正し、もって内部及び外部の企業監視統制を改善し、また、すべての領域における資本市場参加者に対して企業内容を透明化することに目的を有しているといえる。<sup>(16)</sup>

### (2) 「企業領域統制・透明化法」による主要な改正点

企業領域統制・透明化法が成立されたことよって商法上の会計報告、開示及び監査に関して規定の多くの変更がなされ

た。このうち、監査を除いて会計報告・開示に関わる主要な改正点を挙げれば次のとおりである。

a 資本流動計算書とセグメント報告の導入

まず、商法典第二九七条第一項が補充され、上場親企業は連結付属説明書において連結資本流動計算書を含めることが要求された。すなわち、商法典第二九七条第一項二文として、「取引所上場の親企業の法定代理人は、資金計算書(Kapitalflußrechnungen)及びセグメント報告(Segmentberichterstattung)を追加して、連結附属説明書を拡張しなければならぬ」との文が加えられた。また、商法典第二八九条第一項において、「その場合、将来の発展に対するリスクも取り上げねばならない」の挿入句が付加され、全体で、次のような規定に変更された。「状況報告書においては、少なくとも資本会社の営業経過及び状態を実質的諸関係を伝達するように示されなければならない。その場合、将来の発展に関するリスクもまた組み入れられなければならない。」

それによって、国際的には、少なくとも上場企業に一般的な資金情報、セグメント情報あるいはリスク情報に関して連結附属説明書及び連結状況報告書の報告と開示の拡張が図られ、それを通じて、投資家ないし資本市場指向的な国際的標準への適応が鮮明に打ち出されたといつてよい。資本流動計算書(ないしキャッシュ・フロー計算書)は英米諸国では、US-GAAPとIASに従い、既に長期にわたって年度決算書の義務的構成要素に数えられてきており、そこで形式的及び内容的形成は詳細に規定されている。しかし、法務委員会によると、商法典第二九七条第一項は、資金計算書とセグメント報告の作成に関して個別の前提を規定することを断念しているという。これは次に述べる会計委員会の任務であり、そのこともって国際的標準(例えばIAS)に対応することが可能になるとしている<sup>17)</sup>。

b 会計委員会及び会計審議会の導入

企業領域統制・透明化法は、資本調達容易化法から引き継いだ私的会計委員会の創設のための法的基礎も生み出した。新設の商法典第三篇第四章第五章「私的会計委員会・会計審議会(privat Rechnungslegungsgremium; Rechnungslegungsbelt)」

がそれである<sup>(18)</sup>。

新設された商法典第三四二条において、連邦法務省に対する協約を通じて私法上組織された施設を会計委員会として承認し、以下に挙げる任務を委任する可能性が開かれることになった。

- ・ 連結会計に関する諸原則の適用に関する勧告の開發
- ・ 会計規定に立法措置を講ずる場合の連邦法務省の審査

・ 国際的な会計基準設定委員会におけるドイツ連邦共和国の代表  
商法典第三四二条はその第一項において、委員会の職能領域を確認する上で、連邦法務省は、定款に応じて独立した会計人 (Rechnungsleger) が代表する私的機関のみを容認しようとし、企業のような法人及びその他の組織が構成員となる場合であっても、会計人のみがそれを代表しなければならず、さらに、委員会の定款において、利害関係を有する公衆が意思決定過程に参加することが確保されるものとされている。また、商法典第三四二条第二項に基づけば、会計委員会が行う勧告は、連邦法務省による公示を経て、許諾されることになる<sup>(19)</sup>。

さらに、同じく新規に創設された商法典第三四二a条は、その第一項において連邦法務省が商法典第三四二条に基づく私的会計委員会を承認しない場合、二次的に、連邦法務省のもとに会計審議会を設置できることを規定している。また、商法典第三四二a条第二項によつて、会計審議会が会計委員会と同様の任務を持つものされ、その構成員として連邦法務省・連邦財務省の代表者のほか、四名の企業代表、四名の経済監査の職業人及び二名の大学教授が予定される。なお、会計審議会の全構成員は連邦法務省より任命され、独立した無報酬の会計人のみがその構成員になれるとして<sup>(20)</sup>いる。

ところで、法務委員会によれば、この商法典第三四二条及び第三四二a条において会計委員会ないし会計審議会の導入を図つたのは次の背景によるという。すなわち、今日、会計領域では標準化 (Standardisierung) が国際的な慣行となつてい  
るが、その場合、標準の設定は通常、アメリカにおける財務会計基準審議会 (FASB) 国際会計基準委員会 (IASB) などの

民間が担っている。ドイツではそうした民間の手による標準(基準)設定機関は存在せず、国際的な標準化のプロセス、とくに IASB の活動にドイツの影響が及ばないという批判が高まっている。また、IASB 自身もドイツの国内標準化委員会との共同作業を強化する構想を打ち出したため、ドイツにおいて会計委員会を速やかに創設することが求められている。会計委員会の創設が民間主導で実現されるなら、IASB への影響という意味でもドイツにとって大きなメリットであり、立法者は経済界自らが主導してそうした機関を設立することを期待し、民間委員会の設立のための枠組み条件のみを定めた。そして、もしこの期待に反して、委員会の設立を民間が担うことにならない場合、それに代替するものとして、商法典第三四二 a 条は法務省に会計審議会を設置することを定めた。<sup>(21)</sup>

ドイツではこのうち商法典第三四二条の新規定を受けて、IASB、FASB に対等しうる「ドイツ会計基準委員会(Deutsche Rechnungslegungs Standards Committee, DRSC、英文表記は German Accounting Standards Committee, GASB)なる機関が一九九八年三月に創設されている。このドイツ会計基準委員会の創設は、ドイツの立法主権と商法会計法の特質(保守主義と基準性原則)を維持しながら、通貨換算、リース取引、セグメント、キャッシュフロー、デリバティブといった未解決の会計問題に対して IAS、US-GAAP という会計基準の利用を委員会の勧告・助言を通じて迂回的に適用させる点に積極的意味を有している。なお、法務委員会によれば、委員会の勧告・開発は IASB の国際的な標準化作業と密接に関連しているが、それは明確にコンツェルン決算書に限定され、目下のところドイツでは特に取引所上場企業にとって意味を有するにすぎないとされている。

### (3) 「企業領域統制・透明化法」を適用する上の諸問題

企業領域統制・透明化法を適用する場合、やはり多くの問題が指摘されている。主要なものと思われる問題点についてのみ次に取上げてみよう。

#### a 適用される企業の範囲

資本調達容易化法にみられた上場親企業に対する商法典第二九二a条の限定的適用と同様に、立法者が上場個別企業に対して連結資金流動計算書の作成を要請しないことが問題の一つとして挙げられている。既に、取引所上場認可命令第二三条第一項二号は個別企業及び親企業が有価証券を公式の取引所取引で認可する場合、そこで形式的、実質的作成規定を欠いてはいるが、目論見書において運動貸借対照表もしくは資金流動計算書を要請している。従つて、コンツェルンへの帰属性とは関わりなく、すべての上場企業について資金流動計算書が要請されるべきだろうし、そのことはEU第四号指令第二条六号とも合致することである。同様のことは、上場親企業へのセグメント報告の記載義務の限定にも当てはまる<sup>(22)</sup>。

#### b 会計人の定義

商法典第三四二条第一項において、会計委員会の中に独立の「会計人」の専属的職務が要請されている。同様のことは商法典第三四二a条第二項―第四項によつて、会計審議会にも該当する。ここで、会計人という名称はかなり広範囲に解釈される。会計の作成や監査に直接関わる個人並びに修業した会計と監査の領域で活動する個人が考えられ、その集団には、大学教授、その他の国家公務員並びに確実に相応の活動を行う組合代表者、フィナンシャルアナリストが加わることになる。こうした定義づけは一方で、純粹な「実務家委員会」を問題とするが、他方において会計実務家以外の専門知識者の組み入れを可能にする。これによつて、立法理由書が繰り返し述べている主張にもかかわらず、すべての利害関係者 (Stakeholder) を指向するために資本市場利害に対して連結会計を一面的に装備することが回避されている。商法典第三四二条第一項が要請する専門的利害を有する公衆を基準設定に参画させることは、その限りでは一貫している。問題なのは、一定の利害集団に専ら帰属する「会計人の独立性 (Unabhängigkeit der Rechnungsleger)」の要請にある。適切な選択方法、特に資金的確保、その他の職業活動の禁止は、この場合、会計人の独立性を強化するし、ロビー活動の発生頻度を削減する。このことは他国の私的会計基準設定機関の長い経験、例えばアメリカのFASBの前身のCAP及びAPBの経験が示して

いるところだとい<sup>(23)</sup>う。

c 開発された連結会計原則と正規の簿記の諸原則 (GoB) との関係

GoBはこれまで、法形態特有に分離されることはなく、また、個別決算書と連結決算書に關しても実質的、原則的に一致すると解釈されてきた。今後、連結会計に關する諸原則がGoBの一部としてみなされる限り、それは個別決算書にも、基準性原則を保持すれば税務貸借対照表にも遡及して影響し得ることになる。

会計委員会の作成する勧告を連邦法務省が公示することによって、衆知化された勧告と連結会計に該当するGoBとの一致を生みだすところの法的な「秩序性推定 (Ordnungsmäßigkeitvermutung)」が与えられている。このことよつてどの程度、勧告の拘束度が与えられるのかは未だ不確定である。勧告とは離反する会計がGoBに一致するものとみなされるのかどうかという問題も存在する。最終的にこの種の問題は裁判所によつてのみ解決されなければならないが、委員会の勧告を通じて裁判所の決定に影響が及ぼされるかもしれない。<sup>(24)</sup>

d 勧告される連結会計原則の役割

商法典第三四二条第一項が指示している、会計委員会による連結会計に關する諸原則の適用のための勧告の開発は、極めて重要な任務であると同時に、最も不明確でかつ論争ある任務といえる。具体的な立法審議の場合、立法者がどの程度、自らの基準提供者としての役割を後退させ、会計委員会に対してどのような任務を課するのが問題になるだろう。既存の法律が今後も進展する場合には、委員会の勧告は、既存の法律の枠組みのなかで見捨てられることを回避することはほとんどできないかもしれない。しかし、従来、外貨換算、ストックオプションの会計等のような法規制のない事実關係に關してコメントの文獻ないし利害關係団体の意見書が提示してきた解釈が委ねられることも考えられる。ドイツ経済監査士協會 (IDW) は、会計委員会ないし会計審議会の任務について、國際的会計規範を解釈し、特殊なドイツの状況に適應させることにみていると<sup>(25)</sup>されている。

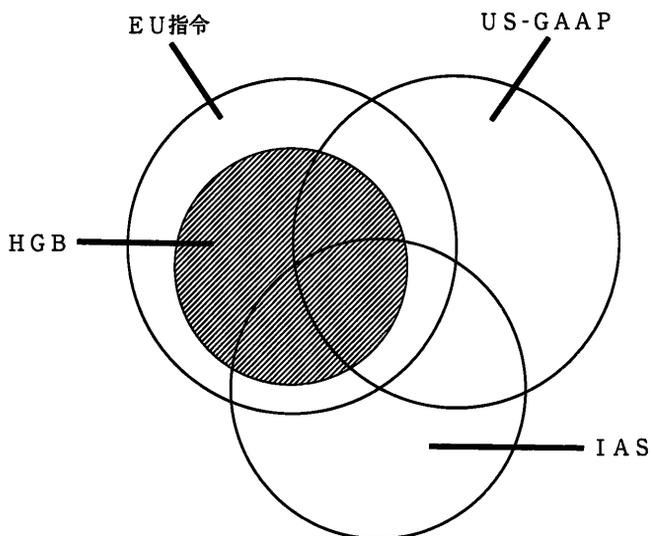
#### (4) 「企業領域統制・透明化法」の課題

企業領域統制・透明化法の立法理由は、企業の内部・外部の監督体制を強化し、市場の透明性を確保するための株式法及び商法等の関連法規の整備にある。特に主として企業統治の視点から、監査役会 (Aufsichtsrat) と取締役会 (Vorstand)、銀行の議決権、株式の自己取得、ストックオプション計画の認可、等に関わる法規定が株式法を中心に改正された<sup>(26)</sup>。しかも、企業領域統制・透明化法によって、ドイツの会計法の進展にとって「場合によっては意義ある前進<sup>(27)</sup>」が生み出された。既にみてきたように、ドイツの立法者は商法典第三四二条及び第三四二a条において、連結会計に限定されるとはいえ、ドイツの立法方式とは馴染まないアングロサクソン型の会計基準設定機関を導入するための法的枠組みを用意した。この法的枠組みのなかでドイツでは、商法典第三四二条に基づく私的会計委員会として、「ドイツ会計基準委員会 (DRSC)」も既に創設された。しかし、このドイツ会計基準委員会がドイツの商法会計法に対してどのような影響力を果たすのかは、上述の適用上の諸問題も含めて、今後の課題である。それは資本調達容易化法が指示した商法典第二九二a条の免責条項が失効した後の二〇〇五年を目指す商法会計法 (連結会計法) の抜本的改正の行方のなかで定まってくるといえるだろう。

#### むすびに代えて

以上のように、ドイツにおいては上場資本会社に対して資本市場での競争能力を高めるための商法会計法の二つの改正が一九九八年に相次いで実現した。この商法会計法改革は二重の意味で、二元的対応をみせている。そのひとつは、連結会計と個別会計に対する会計規制の峻別にあり、もうひとつは、上場資本会社とその他の会社との会計規制の差別化である。ドイツの会計法改革の特徴は、上場資本会社の連結会計に限定して、商法会計の国際化対応を展開している点である。上場資本会社に対して、連結決算書のドイツ商法への準拠を免責し、「国際的に認められた会計原則 (International anerkannte

図表 会計システムの相互関係



出所) Karlheinz Küting/Sven Hayn, Unterschiede zwischen den Rechnungsvorschriften von IASC und SEC/FASB vor dem Hintergrund einer internationalen Rechnungslegung in Deutschland, in: DStR, 33jg., 1995, S. 1601.

Rechnungslegungsgrundsätze)として想定するIASもしくはUS-GAAPの適用を容認することによって、国際的資本市場への脱皮を図るドイツ資本市場の取引所法開示規制との結合を強めているのがドイツの近年における会計改革の特徴をなしている。従って、取引所法の規制対象外である非上場資本会社と資本会社以外の法形態を採る会社に対しては、従来の保守主義にたつた慎重性原則と債権者保護に支えられた商法会計のドイツ的個性は依然として保持されているといつてよい<sup>(28)</sup>。

図表は、こうした現時点におけるドイツの会計制度の在り様を会計システムの相互関係として図式化したものである。図表において斜線で示された部分が、ドイツ会計制度の根幹部分としての商法会計制度を意味している。この部分はEU指令あるいはIAS、US-GAAPと共有する部分を有しているが、EU指令あるいはIAS、US-GAAPとすべて一致するものではない。一九七〇年代後半以降、この二〇年間に及ぶドイツの会計国際化の歴史は、ドイツ商法(HGB)とEU指令との等価性、EU指令とIAS(もしくはUS-GAAP)の等価性を標榜して、異なる会計システムと間でいかにして共有部分を作り上げていくのかのプロセスであった。しかし、ドイツの商法を基軸とした会計制度に変わりはないし、個別会計レベルでは依然として債権者保護にたつ配当可能利益の算定に会計目的の重点がおかれている。また、基準性原則(商法確定決算基準)を介した商法会計と税法会計との関係も基本的に崩していない。ドイツの場合、連結会計に関しては、資本市場の要求に応えいわゆるアングロサクソン型の情報開示を重視した会計システムにシフトしてきている。しかし、会計国際化への対応は現在までのところ、税や配当の決定に影響する会計領域については除外して、ドイツの伝統的個性を保持してきているのが現実である。会計制度の伝統的個性を保持しつつ、それと同時に、資本市場の情報要請という国際化課題に対しても積極的に取り組んでいるのがドイツの現状といえよう。

さて、ドイツにおける一九九八年の会計法改革は、資本調達容易化法を成立させたことにより、「国際的に認められた会計原則」(IASもしくはUS-GAAP)を連結会計のみに適用可能とした。しかし、そのことは少なくとも国際的な競争

状態にある企業の会計全体にとってひとつの「パラダイム転換 (Paradigmwechsel)」を導くことになるとして、Busse von Colbe は次のように述べている。「ドイツにおいて従来、慎重性原則と債権者保護に特徴づけられてきた会計の配当測定と税算定という機能が、意思決定関連性を指向する投資家保護の情報機能に押しつけられ、少なくとも強力で制限されるだろう。その際に、こうした企業の商法上の個別決算書もまた、従来のままでありえない。それとともに、近年において益々、空洞化してきている基準性原則の現在の形態は時代遅れとなろうし、あるいは租税立法者は、税測定基礎として国際的に認められた会計原則を指向した個別決算書を部分的には組み入れるかもしれない。ともかく多数の破産という観点からの債権者保護に対して外部会計を通じて影響を与えうる限りにおいて、立法者は制度的保証から情報的保証へと移行することもあるかもしれない。その場合には、アメリカで慣行になっているのと同様に、従来以上に、債務者と債権者の契約、とくに配当制限に関する協定により補完がなされるだろう」<sup>(29)</sup>。

確かに、ドイツの会計制度は一九九八年の会計法改革を通じて、連結会計の国際化という課題に向かつて大きく転回した。しかし、この転回は他方で、上場資本会社とそれ以外の会社に対する商法会計規制を分岐化し、また、商法会計実務の二極分解を招来してきている。この分岐化状態が今後、どのような展開をみせるのかに関しては、ドイツの立法者とドイツ会計基準委員会 (DRSC) が構築するであろう会計制度のフレームワークに掛かっている。そして、そのフレームワークの提示される期限が商法会計法の抜本的改正が予定される二〇〇五年ということであろう。

ところで、一九九八年の会計法改革はさらに、企業領域統制・透明化法の成立によっても、問題を生じさせている。ドイツでは企業領域統制・透明化法によって「私的会計委員会」設置のための法的根拠(商法典第三四二条)が生み出され、それに基づいて、一九九八年三月にDRSCが創設された。このDRSCは、ドイツを代表しIASCを中心とする「国際的に認められた会計原則」の作成に参画する任務とともに、連結会計原則を勧告・開発し、会計規定の立法化に際しての連邦法務省へ助言するという任務を有している。この場合、問題の焦点になっているのがGobとDRSCが勧告・開発するド

イツ会計基準（DRS）との関係である。ドイツのG o Bは、商法上の一般条項として指示されることによって、配当可能利益と課税所得の算定の指導原理として働き、配当と租税という経済現象の決定に社会的合意を与える上で不可欠の法概念として機能する制度的な装置である。G o Bは、上場・非上場に関わりなくすべての法形態の会社に適用される。これに対して、DRSは上場資本会社の連結会計に限定的に適用される会計基準（accounting standards）である。DRSそれ自体に法的拘束力はないが、それを連邦法務省が承認し、一般に周知化させる公示を行うことによって、DRSとG o Bとの一致が確認されDRSの法規効力が付与される。しかし、こうした法的解決は問題を投げかけている。それは、連邦法務省がDRSをG o Bとして認知した場合、G o Bがすべての会社に適用される一般条項であるだけに、DRSが連結決算書だけでなく個別決算書における配当可能利益の算定と基準性原則に基づく税務上の課税所得の算定にどう影響するのかわという問題である。目下、DRSとそれによる連結決算書は情報提供課題のみに資するものと位置づけられているが、DRSとG o Bという図式が今後、ドイツの伝統的な利益算定機構にどう波及して影響するものか、国際的資本市場に対応した会計変革はG o Bを機軸としたドイツの会計制度の根幹に関わる問題をも提起しているといつてよいだろう。そして、この問題への対応もやはり二〇〇五年の商法改革を待つことになろう。

(1) Ernst Christoph, Überblick über die Änderungen der Handelsgesetzbuch zu Rechnungslegung und Abschlussprüfung, in: Dietrich Dörner, Dieter Menold, Norbert Pfizer (Hrsg.), Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung—KonTraG—KapAEG—EuroEG—StückAG, 1999, S. 323.

(2) 資本調達容易化法の立法経過に関しては次を参照。①Deutscher Bundestag, BT-Drucksache 13/7141, Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutschen Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapital-

- aufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG), 1997. ©Deutscher Bundestag, BT-Drucksache 13/9909, Beschlussampfehlung und Bericht des Rechtsausschusses zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung-Drucksach 13/7141, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutschen Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG), 1998. ©Deutscher Bundestag, Drucksache 137/98, Gesetzesbeschluß der Deutschen Bundestages, Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG), 1998.
- (c) Vgl., Deutscher Bundestag, BT-Drucksache 13/7141, a.a.O.,S.1.
- (4) 商法典第二九二a条の内容は次のようである。

「第二九二a条 作成義務の免責

第一項 コンツェルンの親企業である取引所上場の企業は、第二項の要件に合致する連結決算書および連結状況報告書を作成しかつそれを第三三五条、第三三八条に従い、ドイツ語およびドイツマルクで公示しているときには、本節の規定に基づく連結決算書および連結状況報告書を作成する必要はない。免責される書類を公示する場合、ドイツ法に基づき作成されていない連結決算書および連結状況報告書を対象としていることが明示的に指摘されねばならない。

第二項 連結決算書および連結状況報告書は、次の各号に該当する場合には作成を免責される。

- 一、作成を免責される連結決算書に、親企業およびその子企業が第二九五条、第二九六条に抵触することなく組み入れられたとき、
- 二、連結決算書および連結状況報告書が
  - a 国際的に認められた会計原則に基づき作成されたとき、
  - b 指令83/349/EWG、および場合によっては信用機関および保険企業に対して第二九一条第二項第二段で掲げられた指令と

一致しているとき、

三、それにより作成された書類の表明力が、本節の規定に基づいて作成された連結決算書および連結状況報告書の表明力と等価であるとき、

四、附属説明書または連結決算書に関する説明に、以下の記載が含まれる場合

a 用いられた会計原則の名称、

b ドイツ法から離脱する貸借対照表計上方法、評価方法、連結方法に関する説明、および

五、免責される書類が、第三一八条に定められた決算書監査人により監査されかつ加えて当該決算書監査人により、免責の条件が備わっていることが確認されたとき、

第三項 連邦法務省は、第二項三号に基づき等価になるために、親企業の連結決算書および連結状況報告書がどの条件を個別に満たさなければならないのか、連邦大蔵省及び連邦経済省との協議の上、法規命令によって決定することができる。これは、適用すれば等価性が与えられる会計原則を指示する様式でも行うことができる。」

- (9) Deutsche Bundestag, BT-Drucksache 13/9909, a.a.O., S.10.
- (5) (7) Bernhard Pellens, Internationale Rechnungslegung, 3. Aufl., 1999, S.531.
- (8) Ebenda, S.533-534.
- (6) Ebenda, S.534.
- (10) Ebenda, S.536-537.
- (11) (7) Ernst Christoph, a.a.O., S.335
- (12) Bernhard Pellens, a.a.O., S.537.
- (14) Ebenda, S.539.

ドイツにおける一九九八年の商法会計法改革

(15) Deutscher Bundestag, BT-Drucksache 13/9909, a.a.O.

(16) 以下「コンテロール・透明化法の立法経過に關しては次を参照」①Bundesrat Drucksache 203/98, Gesetzesbeschluß des Deutschen Bundestages, Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG), 1998. ② Deutscher Bundestag, BT-Drucksache 13/10038, Beschlußempfehlung und des Rechtsausschusses (6.Ausschuß) zu dem a) Geszentwurf der Bundesregierung-Drucksache 13/9712-Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG), 1998.

(17) Bernhard Pellens, a.a.O., S.540-541

(18) 商法典第三四二条ならびに第三四二a条の規定は次の通りである。

「第三四二条 私的会計委員会

第一項 連邦法務省は、私法上組織された機関を協定により承認しかつその機関に次の任務を委ねることができる。

一、連結会計の諸原則を適用させるための勧告の開發

二、会計規定に關する立法手続きに際しての連邦法務省への助言、および

三、國際的な標準設定委員会におけるドイツ連邦共和国の代表。

しかし、かかる機関は、その定款に基づき、当該の勧告が独立的でかつ専ら会計人により、専門的利害を有する公衆が参加する手続きの中で開發され、かつ決議されることの確保されるもののみが認められる。企業または会計人の組織がかかる機関の構成員であるかぎり、構成員の権限は会計人によつてのみに行使されうる。

第二項 連邦法務書により公示された、第一項一文に基づき認められる機関の勧告が遵守されるときに限り、連結会計に關わる正規の簿記の諸原則が遵守されているものとみなされる。」

「第三四二a条 会計審議會

第一項 連邦財務省のもとに第九号を留保の上、第三四二条一項一文に従う任務を有する会計審議会が設けられる。

第二項 会計審議会は以下のものから構成される。

一、議長としての連邦財務省の代表者一名、並びに連邦財務省及び連邦経済省の代表者各一名、

二、企業の代表者四名、

三、経済監査を行う職業人の代表四名、

四、大学教授の代表者一名。

第三項 会計審議会の構成員は連邦財務省より任命される。会計人のみが構成員として任命されなければならない。

第四項 会計審議会の構成員は独立しかつ指示に縛られない。当審議会での活動は無報酬である。

第五項 連邦財務省は審議会に対して職務規程を公布することができる。

第六項 審議会は特定の専門領域に関して専門委員会及び作業部会を設定することができる。

第七項 審議会、その専門委員会及び作業部会は会員の少なくとも三分の二の出席により決議を行うことができる。採決には過半数の得票、可否同数の場合には議長の投票により決定される。

第八項 会計審議会の勧告については第三四二条二項が準用される。

第九項 連邦財務省が第三四二条一項に基づく機関を認める限り、本条第一項に基づく会計審議会は設けられない。」

(19) (20) Bernhard Pellens, a.a.O., S.539-540.

(21) Vgl., Deutscher Bundestag, BT-Drucksache 13/10038, a.a.O.

(22) Bernhard Pellens, a.a.O., S.540.

(23) (24) Ebenda, S.541.

(25) Ebenda, S.542.

ドイツにおける一九九八年の商法会計法改革

- (26) Vgl., Ulrich Seibert, Das Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)-Die Aktienrechtlichen Regelungen im Blick, in: Dierrich Dörner, Dieter Menold, Norbert Pitzer (hrsg.), Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung - KonTraG-KapAEG-EuroEG-StückAG, 1999, S.1-26.
- (27) Ernst Christoph, a.a.O., S.336.
- (28) ドイツの場合、一九八五年の貸借対照表指令法の成立に際して、①会計報告の法形態及び規模依存性とそれに伴う税務上の利益算定に対する商事貸借対照表の基準性原則の保持、②重複規定の回避、③中規模経済への不当な負担の回避④EU第四号指令の税務中立的履行、⑤会計報告の弾力性の維持というの五つの立法転換選択権を提示し、これら立法選択権を行使しながらEU指令を自国の会計制度の個性と抵触しないように転換したが、一九九〇年代の会計改革においてもこの基本方針は貫かれてきたといえる。
- (29) Busse von Colbe Walter, Der befreienden Konzernabschluss nach international anerkannten Rechnungslegungssätzen, in: Dieter Dörner/Dieter Menold/Norbert Pitzer (hrsg.), Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung, -KonTraG-KapAEG-EuroEG-StückAG, 1999, S.420.
- (30) 『ドイツの会計』次を参照。Klaus Kuhn, Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und der Maßgeblichkeitsgrundsatz unter dem Aspekt des Entwurf eines Kapitalaufnahme erleichterungsgesetzes, in: Budde/Moxter/Offerhaus (hrsg.), Handelsbilanzen und Steuerbilanzen, 1997.
- また、問題は若干異なるが、商法の免責条項により、DRSCの解釈勧告を通じて連結決算書にIASを適用する場合にはその関係について論じたものとして、次も参照。Herbert Biener, Können die IAS als GoB in das deutsche Recht eingeführt werden?, in: Jörg Bealge (hrsg.), Rechnungslegung, Prüfung und Beratung - Herausforderungen für den Wirtschaftsprüfer, 1996.